

令和5年度貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金

貨物自動車運送事業を営む市内中小企業者に対して、燃油に要する経費の一部を給付します。

制度概要	燃油価格高騰の影響を大きく受けている貨物自動車運送事業を営む市内中小企業者を対象に、燃油費の一部を支援することで、本市の経済を支えている輸送体制の維持を図ります。
対象者	貨物自動車運送事業を営む市内中小企業者
対象	事業に使用している車両台数に応じて支援金を給付します
金額等	貨物運送事業 普通貨物 1台につき、8万円 小型貨物 1台につき、4万円
受付期間	令和5年12月15日(金)から令和6年2月22日(木)
留意点	<ul style="list-style-type: none">・令和5年4月1日以前から事業を開始しており、今後も事業継続の意思がある事業者であること・対象車両は、令和5年4月1日から11月30日までの間、事業用として使用していること・貨物自動車は事業用(緑ナンバー)であること

(提出書類については裏面をご覧ください)

問い合わせ

佐世保市商工労働課
〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号
TEL 0956-24-1111 (内線3005)

提出書類

- ① 提出書類チェックシート
- ② 支援金申請書
- ③ 事業許可証の写し
- ④ 振込口座の通帳等の写し
振込先が申請者と異なる場合は、委任状
- ⑤ 対象車両一覧
- ⑥ 自動車検査証の写し
- ⑦ 車両に係る写真
(外観、事業所名とナンバープレートが確認できるもの)
- ⑧ 乗務記録(運転日報)等の写し
(4月～11月までの任意の1日分)
※12月以降に車両の買替を行っている場合は、申請日
までの任意の1日分、及び事業用自動車等連絡書の写し